

第3次 株洲市地域福祉活動計画

ええあい みんなで取り組む 地域福祉



平成30年3月

社会福祉法人 珠洲市社会福祉協議会

はじめに

珠洲市社会福祉協議会では、『誰もが安心して暮らせる
福祉のまちづくり』を基本理念に、住み慣れた地域で安心
して暮らし続けることができる、住民主体の福祉のまち
づくりに取り組んでまいりました。

このたび、更なる地域福祉推進のため、平成30年度か
らの5年間を計画期間とした第3次珠洲市地域福祉活動計
画を策定いたしました。

近年、人口の減少と少子高齢化・核家族化、地域連帯感の希薄化によって、
公的福祉サービスだけでは対応しきれない生活課題を抱える方が増加していま
す。

第3次計画においては、第2次計画の基本理念「支えあい みんなで取り組む
地域福祉」を引き継ぎながら、今後推進すべき項目や重点課題を活動計画とし
て取りまとめたところであります。この活動計画をもとに今後5年間、住民の
みなさまをはじめ、関係機関・団体等と協働して、これまで以上に取り組みを
推進してまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました第3次珠洲市地域
福祉活動計画策定委員会のみなさまをはじめ、貴重なご意見・ご提言をいただ
きました多くの住民のみなさま、関係各位に心から厚くお礼申し上げます。



平成30年3月

珠洲市社会福祉協議会長 乙谷 衛一

目 次

第1章 計画の策定にあたって ······ 1

1. 珠洲市社会福祉協議会の位置づけと役割
2. 地区社会福祉協議会の位置づけと役割
3. 計画の趣旨
4. 地域福祉活動計画とは
5. 計画の位置づけ
6. 計画の期間
7. 計画の策定過程

第2章 計画の基本的な考え方 ······ 4

1. 計画の基本理念
2. 計画の基本目標
3. 計画の体系図

第3章 目標達成のための取り組み ······ 6

- 基本目標 1 みんなでつくる支えあいのまちづくり
基本目標 2 安心して暮らせるしくみづくり
基本目標 3 ふれあいの場づくり

参考資料 ······ 17

1. 珠洲市の現状
2. 住民の声（10地区住民座談会での主な意見）
3. 珠洲市地域福祉活動計画要綱
4. 珠洲市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱
5. 珠洲市地域福祉活動計画策定委員名簿
6. 計画策定の経過
7. 用語集

第1章 計画の策定にあたって

1 珠洲市社会福祉協議会の位置づけと役割

社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない公共性と自主性を有する民間組織で、全国、都道府県、市町村単位に一つずつ設置されています。社会福祉法第109条において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定められています。

珠洲市社会福祉協議会（以下、「市社協」という）は、地域共生社会の実現に向けて、地区社会福祉協議会（以下、「地区社協」という）やボランティア、各種関係施設・機関と連携した地域福祉活動の推進や各種相談事業、高齢者や障がいのある人、子育て世帯などの支援を目的とした各種福祉サービスなど、様々な社会福祉事業を展開しています。また、地域福祉の推進役としてその中核的な役割を果たすため、地域住民や社会福祉関係者の参加・協力を得て、『安心して暮らせる福祉のまちづくり』の実現に向け、「地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉を推進するしくみをつくる役割を担っています。

2 地区社会福祉協議会の位置づけと役割

地区社協は、地域の住民同士が、自分たちが住んでいる地域の生活・福祉課題や困りごとを自分たち自身の問題として受け止め、できるだけ地域にあった方法で、地域の方一人ひとりが協力し合い、関係機関や専門機関等と連携・協働しながら、『誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり』の実現を目指すための地元住民主体の活動組織団体です。

3 計画の趣旨

珠洲市の人口は、住民基本台帳によれば平成29年4月1日現在15,001人、65歳以上人口が総人口に占める割合（高齢化率）は46.9%で、一人暮らし高齢者や高齢者世帯が増加してきています。今後さらに高齢化が進むことにより、徒歩での外出や自家用車での移動も困難となる人やバス停までもいけない人が増加することが予想され、公共交通手段だけでなく個別の手段を確保しなければ高齢者の社会的孤立をまねくおそれがあります。

市社協では、平成25年3月に「第2次珠洲市地域福祉活動計画（以下、「第2次計画」という）」を策定し、『支えあい みんなで取り組む 地域福祉』を基本理念として、地域での支えあいの関係の中で、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」の実現に向けて取り組みを進めてきました。しかしこの間、人口の減少、核家族化の進行、近所づきあいの希薄化により住民同士の助けあいが難しくなっていることなど、高齢者や障がい者、子育て支援の必要性はますます高まってきており、第2次計画で残された課題もあります。

また、隣近所や地域の薄れつつある絆をいかにして深めるか、誰もが安心して生き生きと暮らせる地域にするために、助け合いの創出、担い手づくりを進めるには、どのような取り組みが必要かなど、以上のことから、地域福祉をさらに発展的に推進し、かつ新たな課題への対応を図っていくために、地域福祉を取り巻く現状と課題や、地区住民座談会での意見などを踏まえて、新たに「第3次株洲市地域福祉活動計画（以下「本計画」という）」を策定することとしました。

4 地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が呼びかけて、地域住民を主体とし、福祉活動を行う関係者や各種ボランティア、NPO、保健・医療・福祉の専門機関などが相互に協力・連携し、地域が抱える生活課題や福祉課題の解決を目指す、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

5 計画の位置づけ

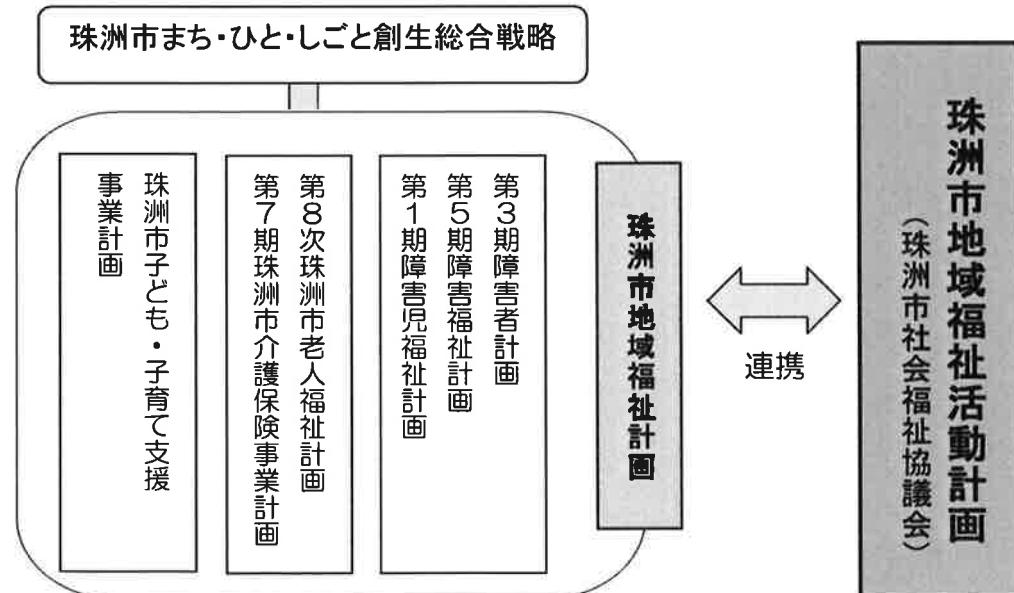
本計画は、株洲市が平成29年3月に策定した「第2次株洲市地域福祉計画」を基本として策定します。

行政計画である「株洲市地域福祉計画」は、地域福祉を推進するための施策展開の基本となるもので、他の福祉分野の計画と整合性を図りながら策定されています。

一方「株洲市地域福祉活動計画」は、地域住民や各種団体との連携・協力により策定する民間の活動・行動計画です。

この2つの計画は、ともに地域福祉の推進を目指すものであり、また地域住民等の参加を得て策定するものであることから、お互いに補完・補強しあう関係にあり、住民の立場、民間の立場でどこまで役割を担えるかを明確にし、地域福祉活動推進の実効性を高めるものです。

【株洲市地域福祉活動計画の位置づけ】



6 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。ただし、期間の途中であっても、計画の進捗状況などに応じて地域福祉活動計画推進委員会で必要な見直しを行っていくものとします。

7 計画の策定過程

計画の策定にあたっては、地域住民のニーズを把握し、それらを計画に反映させる必要があります。そのため、株洲市内全10地区において「地区住民座談会」を開催し、それぞれの地域の現状と課題について、参加いただいた住民の方々とともに共有しました。また、「株洲市地域福祉計画」において実施された住民へのアンケート調査などの結果も踏まえて策定しました。

計画策定のための組織として、住民の代表や区長会、福祉関係団体の代表などから構成される、「第3次株洲市地域福祉活動計画策定委員会」を組織し、計画の策定に関する審議を行いました。



第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画では、珠洲市が目指す地域福祉の方向性を踏まえ、次の基本理念を掲げます。

支えあい みんなで取り組む 地域福祉

2 計画の基本目標

本計画の基本理念を実現するために、以下のとおり基本目標を設定します。



基本目標1 みんなでつくる支えあいのまちづくり

地域福祉を推進するためには、住民一人ひとりが自分たちの地域に関心を持ち、ともに支えあうという意識を高めることが大切です。

日頃の近所付きあいや地域活動への積極的な参加により、地域の情報共有や「近助」「互助」のしくみづくり、関係機関の連携強化を図ります。



基本目標2 安心して暮らせるしくみづくり

地域において様々な生活課題や福祉ニーズを抱えている人に、必要な時に適切なサービスが提供されることが重要ですが、「どこに相談に行けば良いか分からない」「手続きの仕方が分かりにくい」といった声が聞かれます。

また、公的な制度だけでは解決が難しい課題や「制度の狭間」の問題への対応など、どのようにキャッチして、その情報をどうつなげていくか、住民と各専門機関、関係機関などが一体となって、協働して取り組むしくみづくりを推進します。



基本目標3 ふれあいの場づくり

住民同士が、ともに支えあう地域福祉を推進するためには、気軽に集えるふれあいの場の整備が必要です。

地域の住民同士が日常的に交流できる環境づくりを推進します。

3 計画の体系図

基本理念

基本目標

取り組みの方向

具体的取り組み

支えあい

みんなで取り組む
地域福祉

1 みんなでつくる
支えあいのまち
づくり

(1) 住民参加でと
もに支えあう
まちづくり

- ①地域住民主体の地区社会福祉協議会活動の促進
- ②見守りネットワーク事業の推進
- ③見守り・支えあいマップの作成
- ④地域福祉活動をすすめるためのリーダーの育成
- ⑤情報提供体制のネットワーク整備

(2) ボランティア
の育成と活動
支援

- ①ボランティア情報の発信
- ②ボランティアコーディネート機能の強化
- ③ボランティア養成講座の開催
- ④災害ボランティアセミナーの開催
- ⑤思いやりの心を育む福祉教育の推進
- ⑥ボランティアの把握、支援

2 安心して暮らせ
るしくみづくり

(1) 相談業務の充
実と情報提供

- ①身近な相談窓口の周知・拡充
- ②専門的な相談への対応・紹介

(2) 福祉サービス
の適切な利用
の支援

- ①生活福祉資金貸付事業
- ②福祉サービス利用支援事業
- ③配食サービス事業
- ④介護保険サービス等の拡充と適切な提供

(3) 地域生活を支
援するしくみ
づくり

- ①日常生活でのちょっとした困りごとのお手伝い
- ②高齢者などの日常生活充実のための買い物・外出支援
- ③地域見守りネットワークを活用した安否確認
- ④高齢者向けシェアハウスの整備

3 ふれあいの場
づくり

(1) 多様な地域交
流の促進

- ①サロンの設置
- ②出会いの場づくり
- ③世代間交流などの促進

第3章 目標達成のための取り組み

◆「実施主体」について

実施主体の定義について、本計画では「住民」を地域住民、区長、町会長、民生委員・児童委員、地域福祉推進員、ボランティアなど、「事業者」を社会福祉法人、NPO法人、一般企業など、「社協」を社会福祉協議会、「市」を行政一般と位置づけます。また、概ねの目安として、取り組みの主体となる者を「◎」実施主体と協力して取り組みを推進する者を「○」としています。



基本目標 1 みんなでつくる支えあいのまちづくり

具体的な取り組み

(1) 住民参加でともに支えあうまちづくり

地域福祉を推進するためには、住民一人ひとりが自分の地域に関心を持ち、ともに支えあうという意識を持つことが大切です。しかしながら、少子高齢化や核家族化、価値観の多様化などにより、地域の連帯感や家族の絆が希薄化しつつあるのが現状です。

日頃の近所付きあいや地域活動への積極的な参加により、地域の情報共有や「近助」「互助」のしくみづくり、関係機関との連携を図り、住民参加でともに支えあうまちづくりを推進します。

事業名等		内 容							
①地域住民主体の地区社会福祉協議会（地区社協）活動の促進		住民のニーズ及び地域の課題が把握され、地域の実情に応じたきめ細かい福祉活動やより身近なところでの支えあい・助けあい活動を推進するために、地区社協を中心として、区長会、民生委員・児童委員、地域の各種団体のネットワークにより、地域の中で課題解決ができるしくみづくりに努めます。							
目 標		実施主体							
30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	住民	市	社協	事業者	
継続				→	◎	○	◎	◎	

事業名等		内 容							
②見守りネットワーク事業の 推進		地区社協や各関係機関との連携を図り、地域の見守りが必要な認知症の人、高齢者や障がいのある人など、支援が必要な人に対する地域でのきめ細やかな見守り・声かけ活動や安否確認等を行い、孤立化を予防するとともに、ニーズや緊急事態を早期発見することで、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進します。							
目標									
30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	住民	市	社協	事業者	
継続				→	◎	○	◎	◎	

事業名等		内 容									
③見守り・支えあいマップの 作成		見守り・支えあいマップの定期的更新により、日頃から、一人暮らし高齢者や障がい者など要援護者の情報を適切に把握し、地区社協関係者、民生委員児童委員などの関係機関との間で情報を共有し、防犯・防災意識の高揚、地域の連携・強化を図ります。また、日頃の地域住民の支えあい、助けあいの関係を把握し、見守り活動を推進します。									
目標										実施主体	
30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	住民	市	社協	事業者			
継続				→	◎	○	◎	◎			
7地区	8地区	9地区	10地区								



【見守りマップ作成】

事業名等		内 容						
④地域福祉活動をすすめるためのリーダーの育成		研修会や交流会を開催し、自分たちの地域課題に対して、お互いに協力して自主的に活動をすすめることができる地域のリーダー的役割を果たす人材の育成に努めます。						
目 標		実施主体						
30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	住民	市	社協	事業者
継続				→	◎	○	◎	◎



【地区社協研修会】

事業名等		内 容						
⑤情報提供体制のネットワーク整備		多様な媒体を活用し、福祉情報の提供を目的として、分かりやすい広報・啓発活動に努めるとともに、そのフィードバックを活動、組織、その他の改善に役立てます。 また、サロンや老人会、町内会など多様な組織のそれぞれの活動拠点での情報提供に努めます。						
目 標		実施主体						
30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	住民	市	社協	事業者
継続				→	○	○	◎	○

(2) ボランティアの育成と活動支援

地域での支えあい、助けあいの力を高めていくためには、地域や福祉の活動に主体的に参加・参画する地域住民を拡大していくことが必要であり、住民意識の啓発や地域住民が身近な地域活動に目を向け、関心を持ち、さらには活動への参加を促すための多様な機会や学習などの場づくりの必要があります。

また、地区社協及び各種団体や福祉関係者などの広範な連携により、若年層や勤労者などを含めた幅広い人材の育成・支援が求められます。

事業名等		内 容						
①ボランティア情報の発信		住民が地域への関心を高め、地域での活動やボランティア活動を促進するためには、世代や状況に合わせた理解しやすい情報提供の手段や媒体の工夫が求められています。ボランティア活動に関する相談、活動紹介、情報提供等、地域住民の活動・参加の推進・支援のため、広報紙やホームページ、SNS 等を活用して情報の発信に努めます。						
目 標		実施主体						
30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	住民	市	社協	事業者
継続				→	○	○	◎	○

事業名等		内 容						
②ボランティアコーディネート機能の強化		珠洲市社協ボランティアセンターを中心に、ボランティア活動に関心のある人たちが、活動に参加しやすくなるための、ボランティア活動の情報の集約、情報提供をはじめ、ボランティアの人材育成に関する事業や、ボランティアコーディネートの機能強化に努めます。						
目 標		実施主体						
30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	住民	市	社協	事業者
継続				→	○	○	◎	○

事業名等		内 容						
③ボランティア養成講座の開催		様々なニーズに応じて、地域で主体となり活動できるボランティアの養成を目的とした各種講座を開催し、講座参加者が具体的なボランティア活動につながるよう支援します。						
目 標		実施主体						
30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	住民	市	社協	事業者
継続				→	○	○	◎	○



【ボランティア養成講座】



【ボランティア保育所訪問】

事業名等	内 容								
④災害ボランティアセミナーの開催	<p>大きな災害が発生した直後は、行政による支援が困難な場合があります。いざという時に頼りになるのは、隣近所や地域の方々をはじめとした住民同士の助けあいです。</p> <p>災害時における住民同士の助けあいやボランティア活動が円滑かつ効果的に実施されるよう、「災害ボランティアセミナー」などの講座や活動を通じて、災害ボランティアに関する意識啓発やボランティアの育成に努めます。また、災害が発生した際の避難や安否確認のため、平常時から住民同士の防災への意識向上を図ります。</p>								
	目 標					実施主体			
30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	住民	市	社協	事業者	
継続				→	◎	○	◎	○	

事業名等	内 容								
⑤思いやりの心を育む福祉教育の推進	<p>小学校・中学校・高校のボランティア協力校と連携し、児童・生徒に、車いす体験や高齢者疑似体験などの福祉体験を通して「ふくし」を感じることができるように、福祉を学ぶ機会をつくります。また、地域では、青年福祉員等の活動を通して児童の健全育成を図り、学校と地域のつながりによる福祉教育や、地域住民を対象とした「出前講座」や広報などにより、福祉活動の意義や重要性の周知、意識啓発など、福祉教育を推進します。</p>								
	目 標					実施主体			
30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	住民	市	社協	事業者	
継続				→	◎	○	◎	○	



【高齢者疑似体験】



【災害ボランティア入門講座】

事業名等		内 容						
⑥ボランティアの把握、支援		地域のサロンや各種行事で自分の特技や経験を活かし、ボランティア活動などができる人を把握し、支援します。						
目 標					実施主体			
30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	住民	市	社協	事業者
継続				→	○	○	◎	○



基本目標 2 安心して暮らせるしくみづくり

具体的な取り組み

(1) 相談業務の充実と情報提供

地域において様々な生活課題や福祉ニーズを抱えている方に、必要な時に適切なサービスが提供されることが重要ですが、「どこに相談に行けば良いか分からず」「手続きの仕方が分かりにくい」といった声が聞かれます。

また、公的な制度だけでは解決が難しい課題や「制度の狭間」の問題への対応など、適切かつ迅速に関係機関につなげていけるよう、住民と各専門機関、関係機関との連携を図ります。

事業名等		内 容						
①身近な相談窓口の周知・拡充		住み慣れた地域で安心して生活できるように、誰もが気軽に立ち寄ることができる相談窓口の周知に努めます。また、民生委員児童委員、地域福推進員など、地域の相談支援者の拡充を図るとともに、互いに連携が図れるようなくみづくりに努めます。						
目 標					実施主体			
30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	住民	市	社協	事業者
継続				→	◎	○	◎	○

事業名等		内 容						
②専門的な相談への対応・紹介		法律相談や資金貸付、福祉サービス利用支援、介護相談などの専門的な相談について迅速な対応・紹介に努めます。						
目 標		実施主体						
30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	住民	市	社協	事業者
継続				→	○	○	◎	○

(2) 福祉サービスの適切な利用の支援

サービスを利用したい人が適切なサービスを受けることができるよう、必要な支援を行うとともに、サービスを必要とする人を早期に発見するしくみづくりをすすめます。

事業名等		内 容						
①生活福祉資金貸付事業		低所得世帯などに対して、その経済的自立と生活意欲の助長促進、在宅福祉や社会参加を図り、安定した生活を確保するため、必要に応じて資金の貸し付けを行います。						
目 標		実施主体						
30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	住民	市	社協	事業者
継続				→	○	○	◎	○

事業名等		内 容						
②福祉サービス利用支援事業		認知症や知的、精神に障がいのある人が地域で生活していくために、金銭管理、重要な書類の保管、各種手続き、福祉サービスの利用のお手伝いをします。						
目 標		実施主体						
30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	住民	市	社協	事業者
継続				→	○	○	◎	○

事業名等		内 容						
③配食サービス事業		一人暮らし高齢者等に栄養バランスを考えた食事を届けて、訪問の際に様子を確認したり話を聴いたりして見守り、安否確認を行うとともに、把握した生活課題から地域の見守りネットワークへの結びつけなど孤独・孤立の予防に努めます。						
目 標		実施主体						
30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	住民	市	社協	事業者
継続				→	◎	○	◎	◎

事業名等		内 容						
④介護保険サービス等の拡充と適切な提供		適切なサービスの提供により在宅生活を支援するとともに、公的サービスでは解決できない生活課題を発見した場合、地域組織や関係機関と連携し、安心して地域生活が継続できる支援方法を検討します。 また、苦情・事故対策（危機管理）を充実させ、利用者の安全・安心に努めるとともに、スキルアップを目指し、職員研修等の充実強化、質の高いサービス提供に努めます。						
目 標		実施主体						
30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	住民	市	社協	事業者
継続				→	○	○	◎	◎

(3) 地域生活を支援するしくみづくり

一人暮らし世帯や高齢者世帯などの日常生活の充実と定期的な安否確認により、地域生活を支援します。

事業名等		内 容						
①日常生活でのちょっとした困りごとのお手伝い		「生活・介護支援センター」や「ちょっとこり・たすけ隊」による話し相手や買い物代行、ごみ出しなど、一人暮らし世帯や高齢者・障がい者世帯の日常生活におけるちょっとした困りごとのお手伝いを実施し、安否確認と地域生活の支援に努めます。						
目標		実施主体						
30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	住民	市	社協	事業者
継続				→	◎	◎	◎	○

事業名等		内 容						
②高齢者などの日常生活充実のための買い物・外出支援		交通手段が限られる地域にお住まいの高齢者・障がい者の日常生活充実のため、車両等を利用した買い物・外出支援を検討します。						
目標		実施主体						
30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	住民	市	社協	事業者
新規				→	○	○	◎	◎
調査	準備							

事業名等		内 容						
③地域見守りネットワークを活用した安否確認		新聞や電気、ガス、金融機関などの民間事業者・各関係機関と連携して、ゆるやかな見守り活動を行い、ふだんの生活や日常業務の中で住民のちょっとした異変に気づいた時に、日頃から連絡・相談ができる体制により、何らかの支援を必要としている住民を早期発見し、必要な支援につなぎます。						
目標		実施主体						
30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	住民	市	社協	事業者
継続				→	○	○	◎	◎

事業名等		内 容						
④高齢者向けシェアハウスの整備		基本的に自分で身の回りのことができる高齢者が入居対象で、個人の自由（プライバシー）を確保しつつ、自主的に共同生活を行い、リビングなどの共有空間を使ってコミュニケーションがとれる住まいの形式を調査し、高齢者向けシェアハウスの整備を目指します。						
目 標		実施主体						
30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	住民	市	社協	事業者
新規 調査				→	○	○	◎	◎
準備								



基本目標 3 ふれあいの場づくり

具体的な取り組み

(1) 多様な地域交流の促進

地域での様々な交流や助けあいの活動に参加することは、自分自身の健康づくりや仲間づくりに役立ちます。また、活動の中で自分のできる範囲で役割をもつことは、生活のハリや生きがいをもたらします。

老若男女、障がいの有無にかかわらず、地域の住民同士が日常的に交流できる様々な機会を増やしていくことにより、互いに支えあい、助けあう環境づくりをすすめます。

事業名等		内 容						
①サロンの設置		サロンは、身近な地域で、住民やボランティアが中心になって企画し、共に運営していく楽しい仲間づくりの活動です。 高齢者や障がい者、病気を抱えている人や家族の介護をしている人、子育て中のなど、共通の悩みを持つ人たちが、地域の中で積極的に交流できるように、地域の各組織・団体との連携により、サロンの設置や運営ボランティアの確保などを地域住民と協働ですすめます。「ふれあいサロン」「子育てサロン」「がんサロン」「認知症カフェ」など、さまざまな名称や内容での広がりが期待されます。						
目 標		実施主体						
30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	住民	市	社協	事業者
継続				→	◎	○	◎	○

事業名等			内 容					
②出会いの場づくり			各種団体や事業所と連携して、内容を工夫した多様な形態の出会いの場づくりの企画を検討します。					
目 標			実施主体					
30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	住民	市	社協	事業者
継続				→	◎	○	◎	○

事業名等			内 容					
③世代間交流などの促進			地域でお互いに顔が分かり、温かいふれあいのもとで安心して暮らしていくように、子どもから高齢者まで様々な場面での交流の促進に努めます。 また、世代や障がいの有無を超えて相互理解が深められるよう、人々の日常的な交流機会の拡大に努めます。					
目 標			実施主体					
30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	住民	市	社協	事業者
継続				→	○	○	◎	○



【ふれあいサロン】



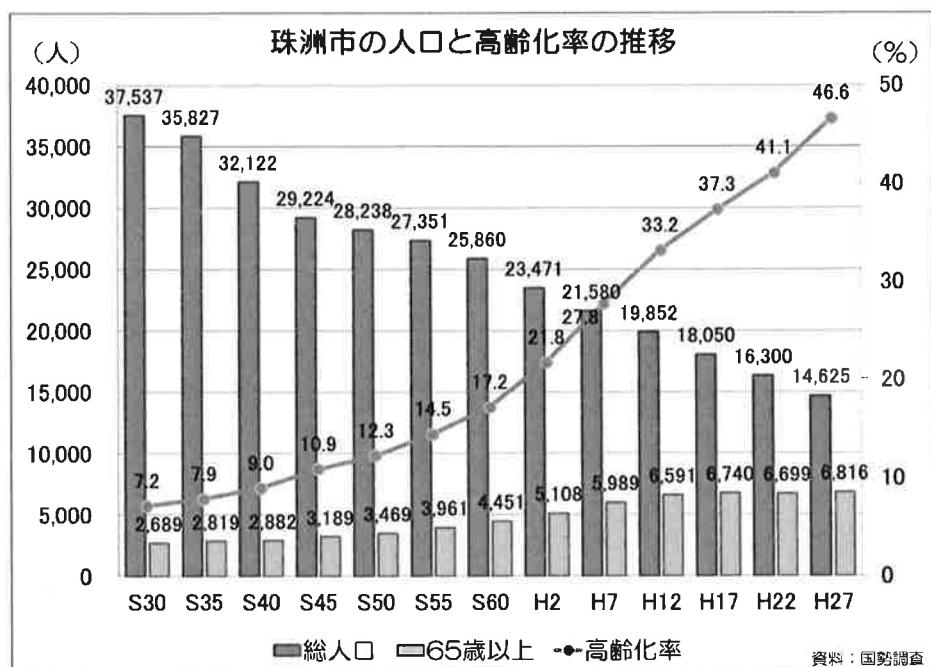
【オレンジカフェ】

参考資料

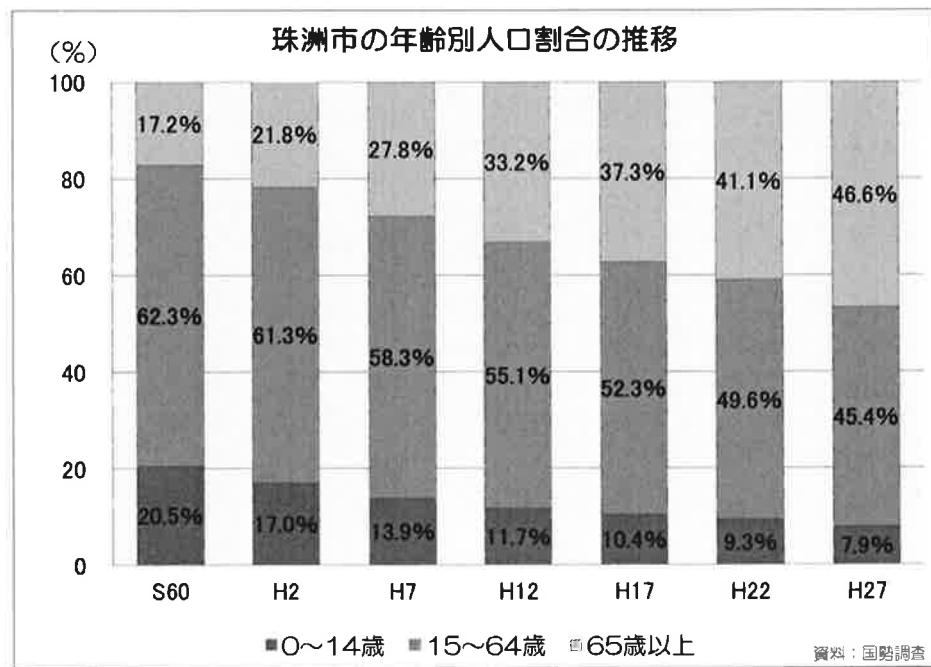
1. 珠洲市の現状

(1) 珠洲市の人口・世帯の状況

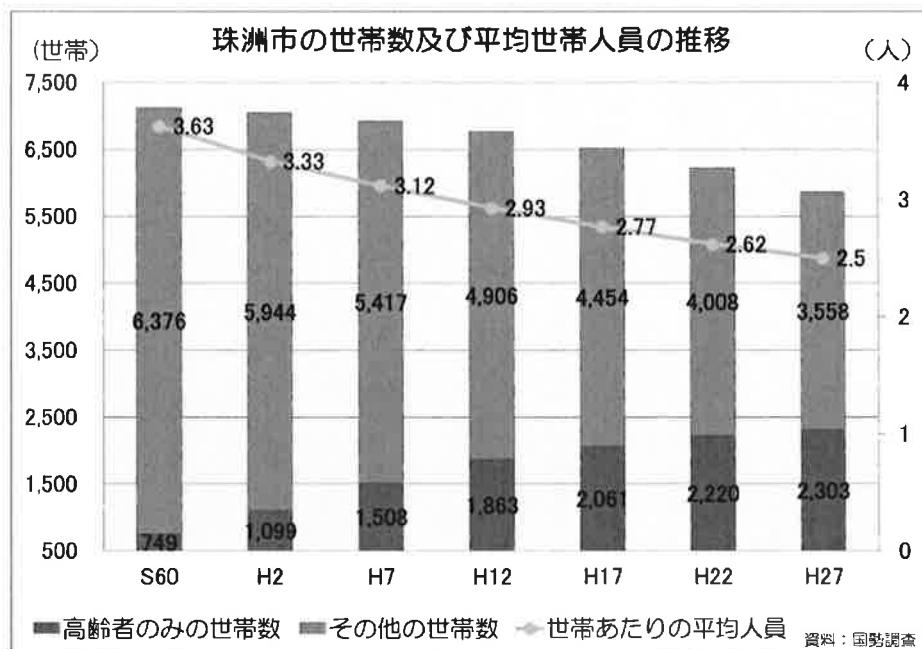
①人口と高齢化率の推移



②年齢別人口割合の推移

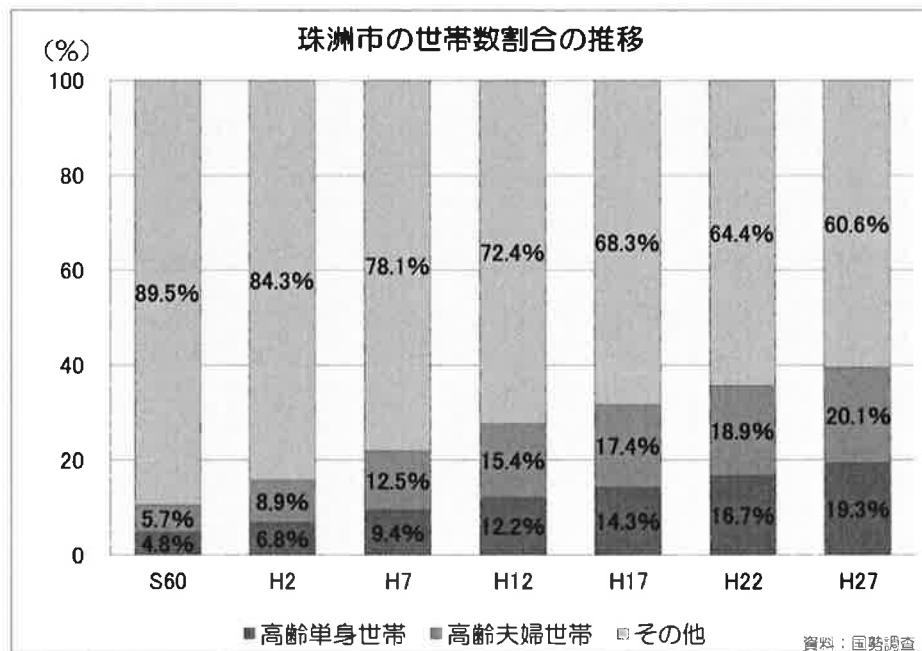


③世帯数及び平均世帯人員の推移



※高齢者のみの世帯：65歳以上のみで構成される世帯

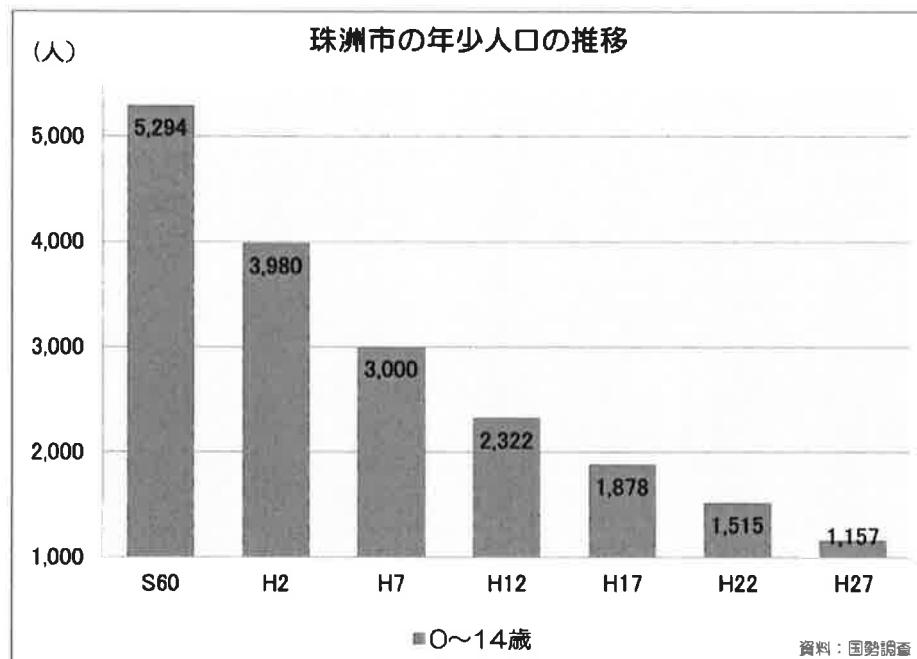
(2) 65歳以上世帯員がいる世帯の状況



※高齢単身世帯：65歳以上の一人暮らし高齢者の世帯

高齢夫婦世帯：夫婦のみの世帯で、夫65歳以上と妻60歳以上

(3) 子どもの人口の推移



2. 住民の声(10地区住民座談会での主な意見)

※人口等は平成29年4月1日現在
高齢化率は65歳以上人口が総人口に占める割合

宝立地区住民座談会

日時 平成29年11月15日(水)
18:30~19:40
場所 宝立公民館
参加者 18名 (男性10名 女性8名)

人口: 2,254人(長寿園・第三長寿園110人除く) 【高齢化率: 50.8%】

年少人口(0~14歳): 134人 生産年齢人口(15~64歳): 972人 老年人口(65歳以上): 1,148人



①私たちのまちのいいところ (自慢できることなど)

- ・観光施設、学校、福祉施設、医療機関、商店等がある。
- ・七夕祭りなどの伝統行事、空海伝説。
- ・松茸の産地、造り酒屋がある。
- ・歩こう会、芸能祭、技術展の開催。
- ・地域住民の横の繋がりが良い。
- ・お年寄りが集まって話す場所がある。
- ・子どもたちが元気にあいさつできる。
- ・中学生と一緒にラジオ体操。
- ・各種ボランティア団体が一生涯活動している。
- ・青年福祉員が子どもたちのお世話をしてくれる。

②困っているところ(気になるところ)

- ・空家の増加。
- ・公共交通が不便。
- ・お年寄りの交通ルールの徹底。
- ・お年寄りが買い物に困っている。
- ・働く場所が少ない。
- ・一人暮らしの方が生活に不便がないか心配。
- ・お年寄りが集まって話す場所がない。
- ・住民減少と高齢化の進行。子どもや若者の減少。
- ・祭りなどの伝統継承が難しくなってきている。
- ・Uターン者との交流が少ない。
- ・老人会への入会が少ない。
- ・お世話好きな方が少なくなった。
- ・イノシシの被害。

③こんなまちであったらいいな (地域の理想像・夢や希望など)

- ・働く場所が多い町。
- ・子どもや若者が多い賑やかな町。
- ・芸術祭の時のように若者が町を歩いている町。
- ・遊び場所がほしい。
- ・冬期間だけ入所できる施設がほしい。
- ・皆が集まる機会がほしい。
- ・健康に暮らせる町。
- ・空海伝説の説明会。月見会。

④私にできること(自助)

- ・車の運転。
- ・進んで挨拶。高齢者家庭に声かけ。
- ・一人暮らしの方へおかげ等のおすそわけ。
- ・健康に気を付けた生活。
- ・自分のことは自分です。

④地域や私たちにできること(共助)

- ・近所の声かけ。
- ・お年寄りの見守り。
- ・イベントをして集客。

④行政や団体に求めること(公助)

- ・防災ラジオを高齢者宅へ配付。
- ・高齢者シェアハウス。
- ・結婚相談所の常設。婚活パーティーの開催。
- ・ボランティアを率先してほしい。
- ・弱者救済。
- ・草刈り。(西方寺、空海伝説の通路)

上戸地区住民座談会

日時 平成29年11月16日(木)
18:30～19:40
場所 上戸公民館
参加者 30名 (男性15名 女性15名)

人口: 1,409人 【高齢化率: 39.0%】

年少人口(0～14歳): 133人 生産年齢人口(15～64歳): 727人 老年人口(65歳以上): 549人



①私たちのまちのいいところ (自慢できることなど)

- ・自然が豊かで美しい。
- ・倒さ杉(さかさすぎ)や蟹寺(がんでら)がある。
- ・海山があり散歩に良い。特に海沿いは舗装整備されていて歩きやすい。
- ・市役所、警察署、消防署、買い物などが近い。
- ・市の中心地に近く、住みやすい。
- ・保育所、小学校、公民館がある。
- ・公民館を中心とした各種グループ活動が活発。
- ・退職された方が公民館活動に参加されている。
- ・子ども達の見守りが充実(声かけ、挨拶)。
- ・穏やかで協力的な方が多い。思いやりがある。
- ・近所の人と話しやすい。信頼関係がある。
- ・ほぼ毎日おすそ分けをいただく。
- ・珠洲特急バス停(上戸)が存続されて良かった。

②困っているところ(気になるところ)

- ・公共交通機関が不便。
- ・商店が無く、買い物には車が必要。
- ・農免道路の街灯が少なく、暗い。
- ・農林漁業が廃れてきた。
- ・荒地が増えてきた。
- ・野生動物が増えて農作物を荒らす。
- ・昼に大通りを歩いても活気がなく、寂しい。
- ・地域住民の交流が少ない。
- ・地域の色々な役職をする方が減っている。
- ・高齢者の閉じこもりが今後の問題。
- ・一人暮らしの方が多く、困りごとは多様。
- ・一人暮らしの高齢者が、気軽に集まれる場所がない。
- ・少子高齢化で町が体をなしていない。
- ・活動に男性の参加が少ない。

④私にできること(自助)

- ・挨拶。話し相手。見守りや声かけ。
- ・地域行事への積極的な参加。ボランティア活動。
- ・高齢者宅のゴミ出しや草むしり等ちょっとした手伝い。
- ・健康維持。
- ・要望を陳情に行く。

④地域や私たちにできること(共助)

- ・散歩や配りものを通じて高齢者宅の異変に気付く。
- ・子育てを頑張っている人たちへの手助け。
- ・出来るだけ町内の行事には参加したい。

④行政や団体に求めること(公助)

- ・空家が増えて危険。動物の住み家になる。
- ・常時集えるサロンがあれば。
- ・芸術祭のように交流人口の増加を。
- ・若者の流出を止める為、企業誘致を。
- ・地区社協が具体的な取組みが足りないのではないか。
- ・地区の各種団体の横の繋がり。
- ・市議会議員と話し合う場を設け、市の動向を聞きたい。
- ・防災無線を全家庭に設置してほしい。
- ・福祉活動のモデル地区を紹介してほしい。
- ・地区の伝統芸能の継承。
- ・ボランティア団体や各種団体への支援を大きく。
- ・川沿いの道にガードレールがないので危ない。

③こんなまちであつたらいいな (地域の理想像・夢や希望など)

- ・高齢者の外出支援。(公共交通機関の充実)
- ・本当に安全な無人運転自動車。
- ・お年寄りに声かけ、傾聴。
- ・相互の積極的な声かけにより、孤立のない町。
- ・シニア世代の男性の活躍。
- ・地区の行事等にもっと多くの人が参加する。
- ・気軽に助け合いができるようになれば良い。
- ・子どもと大人が共通して楽しめる取り組み。
(各町内の集まり、祭、スポーツ等)
- ・青年団等、若者が活躍しやすい町。
- ・自然を守りながら、楽しく生活できる町。
- ・芸術祭の時の様に若い人が歩き、住むようになってほしい。
- ・働き口があって、都会から若者が帰ってくる。

飯田地区住民座談会

□日 時 平成29年11月22日(水)
19:00～20:10
□場 所 飯田公民館
□参加者 19名 (男性10名 女性9名)

人口:1,493人 【高齢化率:39.7%】

年少人口(0～14歳):117人 生産年齢人口(15～64歳):784人 老年人口(65歳以上):592人



①私たちのまちのいいところ (自慢できることなど)

- ・商店や病院、銀行、公共施設が近くにあり便利。
バスも通っており、行動しやすい。
- ・町内が集中しており、行き来しやすい。
- ・警察の方の見回りがあり、一人暮らし高齢者に声かけが
行われている。
- ・地区の方々が顔見知りが多い。
- ・近所同士の行き来、声かけ、情報交換ができる。
- ・毎年祭りができる。

②困っているところ (気になるところ)

- ・すずらんバスにあまり人が乗っていない。
- ・飲食店が少ない。(昼食をとる場所が少ない)
- ・少子高齢化が顕著。老者介護。
- ・30～40代の若者が少ない。若い人との交流がない。
- ・中心街だが人通りが少なくなっている。
- ・高齢者の一人暮らしが多くなってきている。
- ・一人暮らしの認知症の方が心配。
- ・高齢化が進み行事が行えなくなっている。
- ・町内行事の案内や周知不足。祭礼以外の行事への参加
が少ない。
- ・住民同士のコミュニケーションがあまり取れていない。
- ・空き地や空家が増えた。空き地の雑草。
- ・IT化に追いついていけない。
- ・水道料や固定資産税、他公共料金が他市町より高い。
- ・10年後はどうなるか不安。

③こんなまちであつたらいいな (地域の理想像・夢や希望 など)

- ・元気な子どもの声が響く。
- ・若者が定住する町。
- ・空家へ若い人が入居してほしい。
- ・近所のたまり場。気軽に集える場所がほしい。
- ・町内の行事や集まりを増やし、近所同士の繋がりを
増やす。
- ・町の活気がなくなっているので、人の交流があれば
よい。
- ・台風や降雪の際に一人暮らし高齢者へ週一回は電話
で安否確認を行ってほしい。
- ・町だけでなく、市内全域を回るバスがほしい。
- ・すずらんバスも多少個人の都合で動いても良いので
はないか。
- ・城山をもっと使いやすくしてほしい。
- ・防災無線を使って一日一回ラジオ体操を行い、健康
寿命を延ばす。

④私にできること (自助)

- ・町内の人達と協力する。
- ・近所の声かけ。
- ・近所の認知症の方の話し相手。
- ・高齢者の相談相手。
- ・近所の運転ができない人が体調の悪い時の病院送迎。
- ・できるだけ行事に参加する。
- ・認知症予防に心掛け、運転は十分気を付ける。
- ・簡単な社会奉仕。

④地域や私たちにできること (共助)

- ・町内で人が集まる行事を計画する。
- ・婦人会活動、老人会活動に協力する。
- ・老人会に勧誘し、楽しい行事に参加して認知症予防。

④行政や団体に求めること (公助)

- ・若者に夢のある街づくり。若者が増えるような催し。
- ・夜間、暗いので街灯を増設してほしい。
- ・歩道にイチョウの葉が落ちていると、児童が歩く時
に危険なので片付けてほしい。
- ・除雪を県道や市道も早くしてほしい。
- ・借地を何年か住んだら安く払い下してくれる様な仕
組みづくり。
- ・高齢者にIT化を進める。(パソコン指導)

直地区住民座談会

□日 時 平成29年11月8日(水)

19:00~20:10

□場 所 直公民館

□参加者 14名 (男性11名 女性3名)

人口:1,200人 【高齢化率:36.4%】

年少人口(0~14歳):147人 生産年齢人口(15~64歳):615人 老年人口(65歳以上):438人



①私たちのまちのいいところ (自慢できることなど)

- ・商業施設や病院、学校などの公共施設があって、便利。
- ・バスターミナルが近い。
- ・図書館が移転してくる。
- ・ダムがある為、水不足の不安がない。
- ・若い方が多くて、元気。
- ・移住者が多い。人口の減少が少ない。
- ・災害が少ない。
- ・危険な箇所が少ない。
- ・犯罪が少ない。
- ・人情がある。
- ・今のところ農業の担い手がいる。
- ・減少しつつあるが、ホタルが生息している。

②困っているところ(気になるところ)

- ・交通機関。(バス)
- ・通学路の街灯が少ない。
- ・歩道が狭い。
- ・高齢者のウォーキング場所が整備されていない。
- ・空家対策が上手くいっていない。
- ・災害時の避難場所(緑丘中)まで歩いていけない。
- ・防災無線の音声は聞こえるが、内容が不明瞭。
- ・地域のことには参加しない人が多い。
- ・近所づきあいが少ない。
- ・借家人が多く、名前がわからない。
- ・若者の引きこもりが多い。
- ・市民税が高い。
- ・税金、水道料が高い。
- ・融雪装置の水が臭い。
- ・浜の方が地盤が高く、雨水の水はけが悪いので側溝の整備を。

③こんなまちであつたらいいな (地域の理想像・夢や希望など)

- ・子どもも高齢者も心豊かに過ごせる町。
- ・若者が今後定住し活気づく町。
- ・子どもからお年寄りの繋がりを深める。
- ・高齢者が買い物に出る交通手段があれば良い。
- ・元気な人がいっぱい。
- ・心の通じ合う町。
- ・税金が少ない町。
- ・安心して人生の終末を迎える町。
- ・行政サービスの行き届いた町。
- ・野々江公園を中心に、幅広い年齢の方が元気にスポーツを楽しめる。

④私にできること(自助)

- ・一人暮らし高齢者等の見守り。
- ・朝の交通当番。
- ・元気にいること。
- ・郷土料理の伝承。

④地域や私たちにできること(共助)

- ・消防団としての地域貢献活動。
- ・青年団活動に積極的に参加する。
- ・一人暮らし高齢者の弁当配食。
- ・公民館や婦人会と共に敬老会を開催し、元気な高齢者でいてほしい。

④行政や団体に求めること(公助)

- ・歩道を広くしてほしい。
- ・通学路と散歩コースの整備。
- ・街灯を増やしてほしい。
- ・保育所がほしい。
- ・若者向け市営住宅がほしい。
- ・バス巡回。
- ・要介護者の送迎。
- ・防災無線のメッセージがはっきり聞こえるように。
- ・介護保険料が高い。
- ・田畠を耕作する人。

正院地区住民座談会

日時 平成29年11月1日(水)
18:30～19:40
場所 正院公民館
参加者 17名 (男性12名 女性5名)

人口: 1,511人 【高齢化率: 48.3%】

年少人口(0～14歳): 86人 生産年齢人口(15～64歳): 694人 老年人口(65歳以上): 731人



①私たちのまちのいいところ (自慢できることなど)

- ・自然豊か。
- ・白鳥が飛来してくる。
- ・駐在所があるので安心。
- ・病院（内科、歯科、接骨院）、郵便局、農協、酒店、弁当屋、保育所、小学校等があり、便利。
- ・老人会が活発。
- ・青年団が頑張っている。
- ・不動会がある。
- ・ボランティア活動など、公共の作業の集まりが多い。
- ・町内での見守りや声かけが行われている。
- ・公民館の活動が良い。
- ・町民体育大会がある。
- ・近所付き合いがとても良い。

②困っているところ（気になるところ）

- ・空家の増加。空家の草刈り。
- ・耕作放棄地が多い。
- ・スーパーが少なくなった。食品や日用品の店がない。
- ・買い物が不便。
- ・ゴミの分別が難しい。
- ・飲食店が少ない。
- ・公衆浴場がなくなった。
- ・海岸の草地の清掃が大変。
- ・銀行がなくなってしまう。
- ・婦人会の参加が少ない。
- ・結婚しない人が多い。
- ・少子高齢化。

④私にできること（自助）

- ・犬の散歩で町内巡回。
- ・自立すること。
- ・健康で老人会に参加すること。
- ・地域の行事に参加すること。
- ・見守り、声かけ、話し相手。
- ・買い物のお手伝い。（ちょっとり助けたい）

④地域や私たちにできること（共助）

- ・草刈り。（環境整備）
- ・地域で雪よけ。（一人暮らし女性）
- ・登校時の見守り。
- ・近所の方への声かけ。

④行政や団体に求めること（公助）

- ・市内全域100円バス。
- ・移動スーパー。
- ・公共料金を安く
- ・旧飯塚保育所を宅老所に。
- ・草刈り後の後始末。

③こんなまちであつたらいいな (地域の理想像・夢や希望など)

- ・移動スーパーが定期的に来てほしい。
- ・鉄道が復活してほしい。
- ・市内全域100円バス。
- ・集まる場所。（サロン）
- ・海岸沿いを整備してウォーキングコースに。
- ・近所付き合いがある町。
- ・子どもの声が沢山聞こえる町。
- ・子どもや若者のいる町。

蛸島地区住民座談会

日時 平成29年11月7日(火)
18:30~19:40
場所 貝島公民館
参加者 13名 (男性9名 女性4名)

人口: 1,358人 【高齢化率: 44.6%】

年少人口(0~14歳): 92人 生産年齢人口(15~64歳): 658人 老年人口(65歳以上): 608人



①私たちのまちのいいところ (自慢できることなど)

- 施設が充実している。（スポーツ施設、珠洲焼などの体験施設、温泉、キャンプ場、ホテル等）
- 漁港がある。（第3種、石川県では2ヶ所のみ）
- 祭りが盛んで、皆が参加して盛り上がる。
- 星が綺麗に見える。海水浴場が良い。
- 鉢ヶ崎など、健康の為のウォーキング場所がある。
- 街並みが連帶していて、きれい。
- 町内にゴミや空き缶が落ちていない。
- 一町村で住宅が近くで良い。
- 子ども達が進んで挨拶してくれる。
- 人情味がある。
- 野菜や魚をご近所や知り合いにおすそ分け。
- 魚が新鮮でおいしい。

②困っているところ（気になるところ）

- バスの本数が少なく、病院受診や買い物に不便。
- 交通手段が減り、不安。
- 町内の戸数が減少。
- 商店不足。買い物が不便。
- ゴミステーションが遠い人がいる。
- 働く所が少ない。
- 給料の少ない所が多い。
- 若い人のリターンが少ない（学生）
- 若い人や子どもが少ない。
- 未婚者が多い。
- 少子高齢化。
- 高齢者の一人暮らしが増えている。
- 休日に食事の出来る所が少ない。
(ホテルのレストラン予約なしで使えるように)
- 商店が少なく買物に困っている。飲食店が少ない。
- 景観の補助金が今年まで。（外壁修理、空家解体）
- 一人暮らしの方の生活。（自宅周辺ゴミが散乱）

③こんなまちであつたらいいな (地域の理想像・夢や希望 など)

- 空家を活用してほしい。
- 若い人の働く所があればいい。
- 子どもが安心安全で暮らせる町。
- 教育機関の充実。（切磋琢磨できる環境）
- 大型商業施設。
- 老人ホームがほしい。
- 元気の湯も100円券で入浴できたら良い。
- 送迎等の地域ボランティアがいてくれれば良い。
- 困りごとを安心して相談できる所があれば良い。
- 住民の努力や協力がある。

④私にできること（自助）

- 買い物、ゴミ出し、通院の送迎等のちょっとしたお手伝い。
- 見回り、声かけ。
- 協力を惜しまない。
- ボランティア活動。
- すすんで挨拶。

④地域や私たちにできること（共助）

- 隣近所の声かけ、交流。
- 見回り。

④行政や団体に求めること（公助）

- ジャンボリー跡地の活用。
- ウォーキングコースの松くい虫による松枯れ対策。
- 低料金でタクシーを利用できるようにしてほしい。
- 気軽に話し合える場がほしい。
- ゴミの分別が大変。もう少し大まかにできないか。
- スクールバスの様な各町内を周回する交通手段。

三崎地区住民座談会

日時 平成29年11月10日(金)
19:00~20:10
場所 三崎公民館
参加者 15名 (男性8名 女性7名)

人口:2,300人 【高齢化率:49.0%】

年少人口(0~14歳):178人 生産年齢人口(15~64歳):996人 老年人口(65歳以上):1,126人



①私たちのまちのいいところ (自慢できることなど)

- ・自然が豊か。里山里海の典型的な町。
- ・新鮮な海の幸、山の幸がある。水がおいしい。
- ・魚や野菜等のおすそ分け。
- ・ご近所の助け合いがある。
- ・顔見知りが多い。
- ・地域の方が子ども達を気にかけてくださる。
- ・集落の世話をしてくれるリーダーがいる。
- ・町内会組織がしっかりしている。
- ・集落内の会話がある。
- ・生活共同体の伝統的な作業(祭り等)が残っている。
- ・青年福祉員が活発。
- ・若者の団結力が良い。
- ・グラウンドゴルフやウォーキングが盛ん。健康に気を付けながら、仲間づくりが出来る。

②困っているところ (気になるところ)

- ・バスの便が不便。
- ・道が狭く歩道が無い。(通学路が狭い)
- ・車が無いと外出できない。
- ・除雪が遅い。一人暮らし高齢者の除雪。
- ・街灯が少なく、通学路が暗い。
- ・商店、病院が無い。
- ・空家の増加。空家の倒壊。
- ・高齢化により、共同作業が困難。
- ・老人会の会員減少。高齢者の引きこもり増加。
- ・一人暮らしの方の状況把握が難しい。(人付き合いの少ない方の安否確認)
- ・個人主義が多くなってきている。
- ・地区の役員をする人がいない。
- ・小中学校で学年別活動ができない。
- ・緑丘中学校に通学する子どもが増えている。
- ・三崎地区内に各々独立した青年団があり、公民館行事の運営、統率が難しい。
- ・ゴミの分別が細かく、収集されず残ることが多い。
- ・田畠を荒らすイノシシ対策に差がある。
- ・福祉制度や介護サービスがわかりにくい。

③こんなまちであつたらいいな (地域の理想像・夢や希望 など)

- ・買い物代行や配達がほしい。
- ・空家の活用。
- ・海の幸、山の幸を物々交換できる場があれば。
- ・子どもが安心して通学できるように。
(交番の留守や空家が多い)
- ・孤立防止のため、各町内に気軽に集まれる場所やサロンを。
- ・目配りや気配りができる町内会。
- ・高齢者が安心して暮らせる町。
- ・祭りなどの伝統が守っていけると良い。
- ・若者の働く場所があると良い。
- ・子どもの声が響く町。
- ・年齢バランスのとれた活力のある町。(1ターン、2ターン、農村留学生)
- ・市外の方が来て体験、夏だけ移住できる所があれば。

④私にできること (自助)

- ・隣近所の人と挨拶を交わす。
- ・高齢者の見守りや話し相手。相談相手。
- ・地域行事等に参加、近所の方との交流を大切にする。
- ・高齢者家庭へのゴミステーション支援。
- ・家の周りの草刈り。

④地域や私たちにできること (共助)

- ・自分ができることから始めることができることに繋がる。
- ・防災訓練を実施し、災害時に行動できるように。

④行政や団体に求めること (公助)

- ・バスが来る回数を増やしてほしい。
- ・乗合タクシーなど時間に融通がきく乗り物の補助を。
- ・65歳以上のふれあい入浴券を利用できないので、別の費用に回せないか検討してほしい。
- ・社協の活動をもっと周知するべき。
- ・道路整備(歩道確保)。街灯の増設。側溝に蓋を。

日置地区住民座談会

□日 時 平成29年10月24日(火)
19:00~20:10
□場 所 日置公民館
□参加者 13名 (男性7名 女性6名)

人口:492人 【高齢化率:57.5%】

年少人口(0~14歳):21人 生産年齢人口(15~64歳):188人 老年人口(65歳以上):283人



①私たちのまちのいいところ (自慢できることなど)

- ・お互いさまの気持ちがある。隣同士で助け合い。
- ・協調性がある。
- ・皆が顔見知り。近所付き合いが良い。
- ・集落の活動や行事にはみんなが参加する雰囲気がある。
- ・横山地区の振興会の活動が活発。
- ・Uターン、Iターンでの移住者が増えた。
- ・灯台台地がある（観光・防災）。
- ・自然豊か。海、山の産物が豊富で、おいしい。
- ・道の駅など観光に力をいれている。
- ・宿泊施設やカフェができた。
- ・“さいはて”という魅力。

②困っているところ（気になるところ）

- ・交通が不便。バスの回数が少ない。
- ・医療機関や商店が遠く、車がないと不便。
- ・病院等の用事でバスで飯田へ出ると、一日がかり。
- ・学校がない。
- ・働く場所が無い。
- ・空家、荒地が増えた。
- ・町道、市道の管理が行き届かない。
- ・地域で集まる所がない。
- ・一人暮らしだと地域行事に参加できないこともある。
- ・老人会や婦人会の役員の扱い手が減ってきた。
- ・少子高齢化の進行。
- ・戸数の減少で、町運営が苦しい（区費等の値上げ）。
- ・イノシシによる被害。

③こんなまちであつたらいいな (地域の理想像・夢や希望など)

- ・老人ホームがあって、都会から多くの利用者が来てくれたらいい。
- ・訪問診療がある。
- ・小中学校の復活。
- ・常時医師がいてくれる診療所。
- ・子ども達が多く訪れる活動場所や宿泊施設。
- ・仕事があつたらいいな。
- ・病院・買物のできるところが近いところだったらいいな。
- ・1日1回程度巡回、生活に必要な食品の販売の車を運行する。
- ・1人暮らしでも、誰でもいつでも自由に出入りができる場所があればいい。
- ・住民同士が信頼し合える町、隣同士が何時でも連絡し合う町。
- ・真っ直ぐな道路にしてほしい。
- ・自然が残されている。
- ・大変満足しているので、今までいい。

④私にできること（自助）

- ・草刈、除雪。
- ・近所同士声かけ、会話、一人暮らし高齢者の見守り。
- ・地域行事の手伝い。
- ・SNS等で地域の良いところを発信する。
- ・出産して子どもを増やす。
- ・介護保険のケアマネジメント。

④地域や私たちにできること（共助）

- ・環境美化活動。海岸清掃。
- ・高齢者の集まる機会をつくり、話相手になる。
- ・伝統的な行事や文化の継承活動。

④行政や団体に求めること（公助）

- ・バス等の交通の便をよくしてほしい。
- ・買い物をする場所。
- ・診療所の診療回数の増加。
- ・独居老人が歩いて行ける病院システム。
- ・車椅子等を利用している方の受診時の送迎。
- ・移住者への助成。
- ・ゴミ集積所のカゴの新調。（劣化し開閉困難）

大谷地区住民座談会

日時 平成29年11月20日(月)
18:30～19:40
場所 大谷公民館
参加者 13名 (男性5名 女性8名)

人口: 1,136人 【高齢化率: 54.9%】

年少人口(0～14歳): 49人 生産年齢人口(15～64歳): 462人 老年人口(65歳以上): 625人



①私たちのまちのいいところ (自慢できることなど)

- ・自然景観が抜群。海の青さ、大谷峠の緑、潮風を含んだ空気がおいしい。
- ・海の幸、山の幸などの食べ物が新鮮で豊富。
- ・伝統産業が残っている。伝統芸能が多い。
- ・保育所、小中学校がある。
- ・診療所がある。
- ・新しい考え方やアイディアを持ち、積極的行動する。
- ・町の人達の優しさ、親切、熱心さ、協調性。
- ・隣近所の関係が良い。
- ・地域の見守りが出来ている。
- ・高齢者が元気。
- ・長寿の人が多い。

②困っているところ (気になるところ)

- ・交通、買い物が不便。病院が遠い。
- ・運転免許を返納すると生活が不便になる。
- ・お年寄りの買い物や交通手段が少ない。
- ・働く場所が少ない。
- ・空家が多く、動物の出入りがある。
- ・過疎が深刻。少子高齢化。
- ・高齢者世帯が多い。
- ・高齢者の一人暮らし心配。
- ・認知症の方やお年寄りがフラッと道を歩いていると心配。
- ・人が少ないので、市道の草刈りが大変。
- ・婦人会や青年団など、活動自体が難しくなっている。
- ・保育所の存続が危ぶまれている。
- ・イノシシ等の獣害。

③こんなまちであつたらいいな (地域の理想像・夢や希望 など)

- ・買い物がしやすい町。
- ・移動販売や買い物物タクシーがほしい。
- ・宅配システム。
- ・地域の公共バスがあつたらいい。(1時間ごとに巡回等)
- ・各種申請の中継点があつたらいい。
- ・宿泊施設や飲食店がほしい。
- ・スポーツできる場所が有つたらいい。
- ・学校のグラウンドを有効活用し、歩こう会を毎日行う。
- ・ティーサービスのお試し利用。
- ・高齢者のシェアハウスがほしい。
- ・子どもがたくさん増えるといい。
- ・県外の子ども達の受け入れ。
- ・隣近所声かけあって、高齢者の方も社会参加を行ってほしい。(老人会等)

④私にできること (自助)

- ・戸締り。草刈り。
- ・声かけ合う。話を聞く。
- ・元気にいること。健康第一。
- ・キリシマツツジの維持管理の協力。

④地域や私たちにできること (共助)

- ・組織力を使い、活動の参加や見守り、声かけを負担にならない程度に協力する。
- ・ちょっとした助け合い(電球交換、ゴミ出し)。
- ・草刈り等、環境保全の協力。
- ・婦人会団体を継続していく。

④行政や団体に求めること (公助)

- ・バスの回数を増やしてほしい。
- ・地域の公共バス(ワゴン車)。乗合タクシーの運行。
- ・福祉センターがあると良い。
- ・ティーサービスのお試し。
- ・シェアハウスの設置。
- ・公衆浴場がほしい。
- ・100円の入浴券を地元でも使えるように。
- ・無線放送が聞きづらい。全家庭に防災無線を設置。
- ・山手や市道の草刈りをしてほしい。(年1回でも)

若山地区住民座談会

日時 平成29年10月31日(火)
18:30～19:40
場所 若山公民館
参加者 10名 (男性6名 女性4名)

人口: 1,738人 【高齢化率: 48.3%】

年少人口(0～14歳): 115人 生産年齢人口(15～64歳): 783人 老年人口(65歳以上): 840人



①私たちのまちのいいところ (自慢できることなど)

- ・豊かな農村風景と豊かな人情があること。
- ・保育所、学校、公民館、郵便局が近い。
- ・小売店がある。
- ・農作物の自給自足が出来る。
- ・近所で野菜などの物々交換。
- ・近所の人との付き合いが良く、周りの人を良く知っている。
- ・少ない子どもを皆で大切にしている。
- ・皆で協力し合うこと。行事の参加率が高い。
- ・「若山の庄」ができて、少しは活性化できた。
- ・お年寄りは元気な方が多い。(田畠があるから)
- ・冬場に高齢者の集まる場所が2ヶ所ある。
- ・元気な高齢者がたくさんいる。
- ・災害が少ない。

②困っているところ (気になるところ)

- ・交通が不便。来春からバスが廃止。(大坊～上山)
- ・街灯が少ない。
- ・商店や病院が遠い。
- ・少子高齢化。
- ・子どもの遊び場所がない。
- ・一人暮らしの方が増えてきた。
- ・空家が多い。
- ・集落からは離れた高齢者のお宅。
- ・認知症の方にどんな手助けをすればよいか。
- ・独身の方の世話はどうすれば…?
- ・ボランティアの気持ちはあるが、行動に結びつきにくい。
- ・個人情報があり、近所でも関わりにくいことがある。
- ・大坊より奥に配食サービスがいかない。
- ・イノシシの被害。

③こんなまちであつたらいいな (地域の理想像・夢や希望など)

- ・交通手段が充実し、自由に出かけられる。
- ・移動販売がある。
- ・街灯がふえ、夜間明るくなればいい。
- ・子どもが沢山いて、活気のある町。
- ・若者が働く場所がある。
- ・集落の中で高齢者の集まる場所がほしい。
- ・町内的人が頻回に交流できる機会がほしい。
- ・高度な医療を受けられ、地元で入院できる。
- ・除雪などの助け合いが出来る町。
- ・昔のお祭りが出来る町。
- ・地域の情報が伝えられる。
- ・男女平等社会。

④私にできること (自助)

- ・見守りや声かけ。
- ・高齢者の方への気配り、話し相手。
- ・困っている人がいれば、民生委員さんや市役所の方に繋げる。
- ・除雪が困難な家庭への援助活動。
- ・ちょっとり助け隊。
- ・自分や家族の健康管理。元気に過ごす。

④地域や私たちにできること (共助)

- ・子ども達への交通安全指導。児童の見回り活動。
- ・地域の防犯運動。
- ・困りごとを行政に繋げる。
- ・近所との交流を深め、皆で助け合う気持ちを持つ。
- ・集落での避難訓練、役割分担。
- ・公民館の大掃除などの奉仕活動。

④行政や団体に求めること (公助)

- ・街灯を増やしてほしい。(LED化)
- ・道路の草木の整備。
- ・指導の舗装修繕を速やかに。
- ・利用しやすい交通体系作り。
- ・リーダーをしっかり決めてほしい。
(どんな時に、誰が、どんな事を…)
- ・「若山の庄」で配食サービスをしてほしい。

3. 珠洲市地域福祉活動計画要綱

(目的)

第1条 この要綱は、珠洲市社会福祉協議会が「第3次珠洲市地域福祉活動計画」を策定及び変更するために必要な事項を定めるものである。

(計画の必要性)

第2条 地域福祉は、地域住民、社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業を経営する者が相互に協力して推進するものであり、社会福祉協議会はその中核を担うものである。活動計画は、珠洲市地域福祉計画の趣旨に基づき、地域福祉を推進する者が地域福祉の担い手として、自主的、自発的に地域福祉活動に取組むための指針とするものである。

(策定の方法)

第3条 活動計画の策定は珠洲市が策定した「第2次珠洲市地域福祉計画」の趣旨に基づいて策定するものとする。

(策定委員会の設置)

第4条 活動計画を策定するため、別紙要綱により第3次珠洲市地域福祉活動計画策定委員会を設置する。

(策定期間)

第5条 第3次珠洲市地域福祉活動計画策定期間は、平成29年10月23日～平成30年3月31日までとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成29年10月23日から施行する。

4. 珠洲市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、第3次珠洲市地域福祉活動計画策定委員会（以下、「委員会」という。）の設置、運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 第3次珠洲市地域福祉活動計画（以下、「計画」という。）策定にあたり、福祉関係者、珠洲市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）役職員等の意見を反映させるため、第3次珠洲市地域福祉活動計画策定委員会を設置する。

(任務)

第3条 委員会は次の事項を調査、審議する。

- (1) 計画の策定及び変更に必要なニーズの把握や課題の整理、分析等
- (2) 計画の策定及び変更への意見具申
- (3) その他、計画の策定及び変更に必要な事項

(組織)

第4条 委員会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、次の掲げる者の中から、本会会長（以下、「会長」という。）が委嘱する。

- (1) 市民の代表者
- (2) 福祉、保健関係者
- (3) 地域団体の代表者
- (4) 行政関係者
- (5) その他、会長が必要と認める者

3 委員会は、審議する事項について専門的な見地から助言を受けるため、アドバイザーを置くことができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、会長が委嘱する日から平成30年3月31日までとする。

補欠によって就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第6条 委員会に、委員長1名、副委員長1名を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第7条 委員会は委員長が必要に応じ委員を招集し、開催する。
- 2 委員会の議長は、委員長が務める。
 - 3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
 - 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
 - 5 委員会が必要と認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

- 第8条 委員会の庶務は、本会事務局総務管理課で行う。

(実費弁償)

- 第9条 策定委員の実費弁償は、本会役員・評議員等の報酬及び費用弁償に関する規程に基づき、委員会1回につき2,800円とする。

(その他)

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

- この要綱は、平成29年10月23日から施行する。

5. 珠洲市地域福祉活動計画策定委員名簿

	氏 名	所 属	備 考
1	◎泉 谷 信七	珠洲市区長会連合会	
2	○浅 田 素子	珠洲市老人クラブ連合会	
3	床 坊 勝男	珠洲市身体障害者福祉協議会	
4	太 佐 初 美	珠洲市各種女性団体連絡協議会	
5	若 山 博 行	珠洲市民生委員児童委員協議会	
6	宮 野 修	特定非営利活動法人ワークショップすず	
7	東 博 美	珠洲市福祉課	
8	大 貴 千賀子	珠洲市社協ボランティアセンター運営委員会	
9	小 家 伸 吾	市民の代表者	
10	笠 出 恵三子	市民の代表者	

◎委員長 ○副委員長

(敬称略、順不同)

6. 計画策定の経過

計画づくりの準備

課題の整理・
計画の素案作成

平成29年 10月23日(月) 会場:健康増進センター	第1回策定委員会 【委嘱状交付】 	①委嘱状交付(策定委員10名) ②策定委員会委員長及び副委員長の選出 委員長:泉谷 信七 氏(市区長会連合会副会長) 副委員長:浅田 素子 氏(市老人クラブ連合会理事) ③第2次株洲市地域福祉活動計画実施状況について ④第3次株洲市地域福祉活動計画策定スケジュールについて
10月24日(火) ~11月22(水)	10地区住民座談会 【飯田地区】 	地域の現状を知るため、住民のみなさんの声をお聴きました。 会場: 10地区公民館 参加者総数: 162名(男性93名、女性69名)
	【上戸地区】 	<p>《 座談会での主な意見 》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆私たちのまちの良いところ 豊かな自然、伝統の継承、協力性・団結力がある、地域のつながりの強さなど ◆困っているところ 過疎、少子高齢化の進行、仕事や将来への不安、交通や買い物、気軽に集える場、防災など
12月1日(金)	市社協理事会	地域福祉活動計画策定経過報告
12月18日(月)	市社協評議員会	地域福祉活動計画策定経過報告
12月20日(水) 会場:健康増進センター	第2回策定委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ①住民座談会実施報告 <ul style="list-style-type: none"> ・住民座談会の意見をもとに、各地区の現状と課題を集約 ・現状と課題から計画に盛り込むべき課題について検討 ②地域福祉活動計画(素案)について <ul style="list-style-type: none"> ・計画の基本理念、基本目標、取り組みの方向は第2次計画から引き継ぐ。 ・具体的取り組みは、現状と課題により一部修正・変更。

計画の原案作成・報告

平成30年 1月29日(月) 会場:健康増進センター	第3回策定委員会	地域福祉活動計画(原案)について ・計画(原案)の確認と修正
2月20日(火) 会場:健康増進センター	第4回策定委員会	地域福祉活動計画(案)について ・計画(案)の確認と修正
3月8日(木)	答申	策定委員長から社会福祉協議会長へ提出
3月14日(水)	市社協理事会	『第3次珠洲市地域福祉活動計画』報告
3月30日(金)	市社協評議員会	『第3次珠洲市地域福祉活動計画』報告



7. 用語集

あ 行

● アウトリーチ

手を伸ばすという意味の英語から派生して、働きかけることや援助すること。援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない人々に対して、公共機関などが積極的に働きかけて支援の実現をめざすこと。

● SNS

ソーシャルネットワーキングサービスの略で、インターネットや携帯回線を通じてオンライン上で登録された利用者同士が交流できる会員制サービスのこと。ツイッター(Twitter) フェイスブック(Facebook) ライン(LINE)など。

● NPO 法人

「特定非営利活動促進法(NPO 法)」により法人格を認証された民間非営利団体。さまざまな分野で社会貢献活動を行っている。福祉分野でも活動を展開し、地域福祉の向上に大きな役割をはたすものと期待されている。

か 行

● 介護保険

高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組み。介護保険制度の被保険者は、65歳以上(第1号被保険者)と40歳~64歳(第2号被保険者)で、65歳以上の人には原因を問わず要支援・要介護状態となった場合、また、40歳~64歳の人は加齢による特定疾病(末期がんや関節リウマチなど)が原因で要支援・要介護状態になった場合に介護保険サービスを受けることができる。運営主体(保険者)は市町村(2000年4月より実施)。

● 介護予防

高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ(発生を予防する)こと。要介護状態になつても状態がそれ以上重度化しないように維持・改善を図ることであり、すべての高齢者を対象に生活機能の維持・向上に向けた取り組み。

● 核家族化

夫婦とその未婚の子どもで構成される家族のこと。ただし夫婦のみの世帯や一人親世帯も含まれる。

● 共同募金

毎年1回、厚生労働大臣の定める期間(10月1日から3月31日)に行う寄付金の募集で、地域福祉の推進を図るために、民間の社会福祉施設や福祉活動団体、生活困窮者などに分配される。「赤い羽根共同募金」と「歳末たすけあい募金」の2種類があり、シンボルとして赤い羽根が使われる。

● ケアマネージャー(介護支援専門員)

介護保険制度で、要支援・要介護認定を受けた人からの相談を受け、居宅サービス計画(ケアプラン)を作成し、他の介護サービス事業者との連絡、調整等を取りまとめる者(略称ケアマネ)。

● 傾聴ボランティア

話し相手の気持ちに寄り添い、苦しみや悩みをじっくり聞くことで、相手の心を癒し、孤独や不安を軽減させる手助けをするボランティア。

● キーパーソン

地域社会や人間関係の中で、とくに大きな影響を全体に及ぼす「鍵となる人物」のことをいう。

●近助

近所や地域で助け合うこと。お隣さんとの助け合い。

●高齢化社会

総人口に対して高齢者（65歳以上の人）の割合が高くなっている社会。

●高齢化率

総人口に占める65歳以上の人囗の割合。

●互助

互いに助け合うこと。相互扶助。

●孤立

自分からまわりの人々との接触を避け、結果的に誰からも敬遠されるようになってしまう状態をいう。最近では認知症高齢者のゴミ屋敷問題や、最悪の場合は誰にも気づかれることなく亡くなってしまう孤立死の問題がおこっている。

さ 行

●災害時要援護者マップ

災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等）を把握するためのもの。

●歳末たすけあい募金

共同募金会が行う共同募金の一環で、期間は毎年12月1日から31日までとなっている。かつての生活困窮者に対する見舞金というイメージからその活用方法も見直され、地域福祉の推進を図るために募金と位置づけられている。

●支えあいマップ

住民による支えあいを育むため、地域の社会資源や地域住民同士のつながりや日頃の支えあいの関係を丁寧に聞き取り、記した地図。

●サロン

地域住民が気軽に集える場所をつくることを通じて、地域の「仲間づくり」「出会いの場づくり」「健康づくり」をするための活動。

●シェアハウス

個室とは別に、共同利用できる共有スペースを備えた賃貸住宅のこと。

●自主防災組織

地域住民が協力・連携し、災害から「自分たちの地域は自分たちで守る」ために活動することを目的に結成する組織。

●自助・共助・公助

自助（自らの努力でなすこと）、共助（地域などで助け合うこと）、公助（行政等が公的援助を提供すること）。

●社会福祉協議会（社協）

社会福祉法（第109条）の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする民間の社会福祉団体。市町村及び都道府県を単位として設置される。

●社会福祉法

日本の社会福祉の目的・理念・原則と対象者別の各社会福祉関連法に規定されている福祉サービスに共通する基本的事項を規定した法律。

●主任児童委員

民生児童委員として委嘱されている人の中で、それぞれの地域の児童委員と連携し、児童福祉に関する活動を専門的に行っている人。

●少子高齢化

出生率が低下する一方、平均寿命が伸びたことによって、人口全体に占める子どもの割合が低下し、高齢者の割合が高まるここと。

● 心配ごと相談

広く住民の日常生活に関するあらゆる問題の相談に応じ、適切な助言、指導を行うことを目的として、社会福祉協議会の中に設置された民間の福祉機関。相談員は、民生委員・児童委員、人権擁護委員、調停委員が当たる。

● すずちゃん



珠洲市社協マスコットキャラクターのすずちゃんです！よろしくお願ひします。

市の鳥ウグイスがモチーフ。すずちゃんはとっても優しい心の持ち主で、誰もが安心して暮らせるように願っている。頭にはピンクの椿の大輪の帽子。椿のめしべは幸せの鈴になっていて、歩くたびにリン♪リン♪とかわいい音が鳴り、人々に幸せを運びます。

● 生活・介護支援センター

介護保険などの行政サービスと、地域の日常的な支えあいのすき間を埋め、地域で暮らす高齢者や障がい者の生活を支えるために必要な知識を学び、技術を身につけ地域での見守り・助けあい活動をする人。

● 青年福祉員

地区社会福祉協議会の組織の一員として、児童の健全育成のために活動している人。



● 地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きが

い、地域をともに創っていく社会

● 地域福祉活動計画

社会福祉協議会（社協）が、市民や様々な機関・団体と連携・協働しながら地域福祉活動を進めるためにつくる民間の社会福祉計画。

● 地域福祉計画

社会福祉法第107条に規定された公的な計画で、公的福祉サービスを中心とする、行政施策や地域福祉のしくみづくりなど地域福祉を推進するための施策展開の基本となるもの。

● 地域福祉推進員

近隣の住民に一声かけたり、民生委員・児童委員やボランティア、地区社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会などと協力して、地域の福祉問題（ニーズ）を発見し、解決に結びつけるなどの役割がある。

● 地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるようにするため、介護予防、介護保険、地域の保健・福祉・医療サービス等をケアマネジメントし、高齢者の生活を総合的に支える機関。

● 地区社会福祉協議会（地区社協）

自分たちの生活する地区の福祉課題やニーズを主体的に捉え、住民自らが、その課題の解決に向けてお互いに協力し、さまざまな福祉活動を展開している任意の団体。

地域住民や町内会、民生委員・児童委員、ボランティア、学校関係、児童・障がい・高齢者関係の社会福祉施設等の各機関や団体、個人等によって構成される。

● ちょっとこり・たすけ隊

日常の小さな困りごとに対して、『できる人が、できる時に、できることを』手助けし、その積

み重ねにより要支援者の存在を把握して、いざ！という時に地域の避難弱者を助けようというシステム。

な 行

● ニーズ

必要。要求。需要。

● 認知症

一度獲得された知能が、後天的な脳の器質的障がいにより持続的に低下したり、失われること。2004（平成16年）年の厚生労働省の用語検討会によって「痴呆」の語が廃止され「認知症」に置き換えられた。

● 認知症センター

認知症について正しく理解し、認知症の人と出会ったときに適切な対応をすることができ、認知症の人やその家族を温かく見守り支援する応援者。

● ネットワーク

社会福祉の分野では、地域における住民同士の連絡網のことで、地域福祉の重要な要素。

● ノーマライゼーション

障がいのある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通に生活を送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそが自然な状態であるという考え方。福祉の最も重要な理念。

は 行

● ふれあいサロン

閉じこもり防止、仲間づくりなどの場として地域を拠点に、住民とボランティアが共に集い、多様な内容で展開されている活動。

● 防災士

社会の様々な場で減災と社会の防災力向上のための活動が期待され、かつ、そのため十分な意識・知識・技能を有するものとして、NPO法人日本防災士機構が認定した人。

● ホームページ

インターネット上にある様々な情報をコンテンツとして提供するデータベース。政府機関や自治体による情報提供をはじめとして、民間企業による自社活動の紹介や商品のPR、個人による情報の発信などに利用されている。

● ボランティア

他人や社会のために自発的な善意の意思で、無償の奉仕活動を行う人。

● ボランティア協力校

福祉体験活動事業を中心に、ボランティア活動をすすめる学校。

● ボランティアコーディネーター

社会福祉協議会などのボランティアセンター や、施設・企業・学校などのボランティア活動推進団体などに配置される専門職。

● ボランティアセンター

ボランティア活動への理解を深め、参加を促進するための拠点としての機関。社会福祉協議会に設置されている。

ま 行

● 見守りネットワーク

小地域を単位として近隣の人や関係機関が、見守り・声かけ活動等を行い、誰もが安心して住み慣れた地域で、暮らせるような地域づくり、まちづくりを進める活動。

● 民生委員・児童委員

社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務としている。

● 民生委員児童員協議会（民児協）

民生委員の組織で、民生委員の連絡協議機関。



行

● 要援護者

高齢者世帯、要介護者、障がい者、難病患者、妊婦、乳幼児、日本語に不慣れな外国人といった災害時にひとりで避難が難しい住民のこと。

● 要介護認定

介護給付を受けようとする被保険者が、給付要件を満たしているかどうかを確認するために保険者である市町村が行う認定。



行

● 老人クラブ

同一小地域内に居住するおおむね60歳以上の人人が知識と経験を生かし、生きがいと健康づくりのため、会員となって結成する自主的な組織。

第3次 珠洲市地域福祉活動計画

発行：社会福祉法人 珠洲市社会福祉協議会

住所：927-1214 石川県珠洲市飯田町5部9番地

TEL：(0768) 82-7751 FAX：(0768)82-8280

URL：<http://www.suzushi-syakyo.or.jp/>

E-mail：s.shakyo172051@lime.ocn.ne.jp

発行年月：平成30年3月

